

保育所(園)の入所(園)申請は

2月25日までに

平成六年度の入所(園)受付は十二月一日から二月二十五日まで市内各保育所(園)、市福祉事務所で行います。

＊留意事項

(1)入所(園)するには、母親が仕事を持っていたり、病気によりその児童の保育が十分にできない場合に限られます。しかし、児童の家庭で保護者以外の人が保育できる場合は除かれます。

(2)保育料は、入所(園)する児童の同居世帯員(父母祖父母等)の前年の所得税額、前年度分の市民税額、固定資産税をもとに決定します。

(3)入所(園)の決定は、状況調査のうえ行います。

(4)現在入所(園)している児童も来年三月三十一日で措置解除になりますので、改めて申請してください。

＊申請方法

所定の申請書に所要事項を記入のうえ、次の書類を添えて提出してください。

(ア)給与所得者は平成五年分源泉徴収票。
(イ)所得税確定申告者は、平成五年分確定申告書の控えを三月十五

日までに提出してください。

(ウ)母親がお勤め(常勤・パート・内職)をしている場合は、事業所の証明。

(エ)母親が自営業または農業等に従事している場合は、民生委員の証明書。

(オ)母親が病気、出産若しくは家族に長期にわたる病人等がいて、

その看護に母親があたっている場合は、医師の診断書または民生委員の証明書。

＊入所(園)措置期間

平成六年四月一日から九月三十日までの六ヵ月間とし、なお引き続き措置理由があれば平成七年三月三十一日まで更新されます。

問合先 市福祉事務所厚生係

入所(園)申請は保育所(園)または市福祉事務所へ

保育所(園)名	所在地	電話番号	施設長名	定員
宝 保 育 所	大幡1,539	(45)3080	渡 辺 幸 子	60
円 通 保 育 園	中央3-5-1	(43)4835	佐々木 浩 道	150
長 生 保 育 園	下谷2,954	(45)0683	山 本 洋 子	60
東 陽 保 育 園	古川渡655	(43)2557	折 山 裕 教	90
三 吉 保 育 園	法能866	(43)2385	志 村 和 彦	60
境 保 育 園	境129	(45)2296	雨 宮 徹 学	90
盛 里 保 育 園	朝日曾雌1798	(48)2053	小 俣 賢 明	45
川 茂 保 育 園	川茂172	(45)4088	川 茂 岱 定	60
さくら保育園	田野倉1,324	(45)2700	安 藤 圭 子	45
開 地 保 育 園	小野623	(43)3647	亀 沢 布二子	60
東 桂 保 育 園	桂町1,239	(43)7185	矢 羽 正 子	90

重度心身障害者医療費助成受給者証の交付申請について

これは、医療にかかった費用のうち本人が負担した分が助成金として支給されるものです。

一 身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳を交付された方で、障害程度が一級から三級までの方。

二 療育手帳制度要綱に基づく療育手帳を交付された方で、障害程度がAの方。

三 障害年金、障害基礎年金(一、二級)の受給者または、国民年金法に規定する一、二級の障害

の状況にある旨市長の認定を受けた方。

該当する方は、「受給者証」の交付申請手続きを行ってください。ただし、世帯の所得状況により該当しない場合もあります。

問合先 福祉事務所 厚生係

寄 付 (敬称略)

老人福祉のために
都留市ゲートボール協会

会長 関戸嘉三
三万四六五〇円

身障者の福祉のために

中央3-2-2

河村愛子 五万円

「簡易裁判所の民事手続き」Q&A

その4

Q 相手方と主張が真つ向から対立していて、話し合いでは解決できそうにない紛争の場合には、どうすればよいのでしょうか？

A その場合には、訴訟という手続きによるのがよいでしょう。

訴訟は、法廷で争いの両者の言い分を聴き、証拠を調べた上で、判決によって裁判所の判断を示す手続きです。ただ、簡易裁判所では、争いの金額が九十万円以下の訴訟のみを取り扱い、それを超える争いは地方裁判所でしか取り扱いません。訴訟は、両当事者が法廷に提出した資料に基づいて結論を出しますので、この資料は自分

で準備しなくてはなりません。したがって、手続きを進めるにはある程度の法律的な知識が必要となりますが、簡易裁判所では、訴えを口頭することもでき、主張をあらかじめ書面で準備する必要もないなど、簡単な手続きで早期に紛争を解決するための特別の扱いが定められていて、法律の専門家でない人でも利用できるようになっています。訴訟に掛かる期間は、平均すると約三カ月で、比較的短期間で事件は解決されています。訴訟の手続きについても、窓口で職員が相談に乗っていますので、どうぞ気軽に相談してください。